



2018年11月21日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役会長 CEO 車谷 暢昭
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

立会取引市場における自己株式の市場買付け開始に関するお知らせ

当社は、2018年11月8日付「自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」において、同日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び第156条第1項並びに定款第33条の規定に基づき自己株式を取得することを決議した旨を公表したのち、2018年11月13日、同月15日及び同月21日に自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得を実施いたしました。下記のとおり、取引一任契約に基づく立会取引市場における自己株式の市場買付けを開始することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得する株式の種類 当社普通株式
2. 取得する株式の総数 195,509,400株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 約32%）
3. 株式の取得価額の総額 456,868,142,000円（上限）
4. 買付開始日 2018年11月22日
5. 取得方法 取引一任契約に基づく東京証券取引所立会取引市場における市場買付け

今回の自己株式の取得は、大規模なものとなることから、現時点の市場における当社株式の流通量や関連法令等への適合性も踏まえ、大規模な自己株式の取得を安定的、かつ、着実に実施することを目的として、我が国において自己株式の取得方法として一般的に用いられている自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による市場買付けと取引一任契約に基づく立会取引市場における

市場買付けとを組み合わせることといたしました。自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）と取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付けは原則として同時に執行ができないことから、これまで、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による市場買付けを優先し、3回にわたる自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による市場買付けを実施してまいりましたが、一定の株式数の取得が完了したこと、また未公表の重要事実のないことが確認できる状態を長期間維持することは当社の通常の業務執行に対する制約となることから、このたび取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付けを開始することを決定したものです。

なお、2018年6月13日付「株主還元の方針に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、自己株式の取得に際しては、当社株式の需給に不相当な一時的影響を与えることをできる限り回避する方針であり、2018年11月8日付「自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」にて公表しておりますとおり、2019年11月8日までの取得期間中に取得価額の総額及び取得株式の総数が上限に達しない可能性があります。

（ご参考）

1. 自己株式の取得に関する決議内容（2018年11月8日公表分）

- （1） 取得対象株式の種類 当社普通株式
- （2） 取得し得る株式の総数 2億6千万株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 約40%）
- （3） 株式の取得価額の総額 7,000億円（上限）
- （4） 取得期間 2018年11月9日から2019年11月8日まで
- （5） 取得方法 東京証券取引所における市場買付け（注）
（注）自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による市場買付け及び取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付け

2. 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計（2018年11月21日現在）

- （1） 取得した株式の総数 64,490,600株
- （2） 取得価額の総額 243,131,858,000円

以 上